

国際離婚問題

子の福祉を優先して検討

やまはな
山花
いくお
郁夫

外務大臣政務官



私の視点

ある日、外国人の父親が子どもを連れて祖国に帰国してしまい、その後一度も日本に戻つてこない。外国での結婚生活が破綻し、子どもを連れて日本に戻つたといふ、その国で誘拐犯扱いされてしまった。

最近、このような国境を越える子どもの連れ去りの問題が国内外の関心を集めている。25日、フランス上院において、我が国に対し「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）の早期締結などを求める決議が採択された。昨年9月には米下院でも同様の決議が採択されている。日本としても、こうした国際的な動きを踏まえつつ、あくまで主体的に、こういった事例にどのように対応していくことが子どもの最善の福祉につながるのかを最優先に考えて対応する必要がある。

両親が国境を越えて子どもを奪い合ひとは、子どもにとっては悲劇である。ハーグ条約はそのような事態が生じないよう、子どもの福祉の観点から、監護権については子どもが育つた国において判断されることが望ましいという考え方を背景として、まずは子どもをそれまで生活してきた国に戻すことを原則としている。

この条約について十分に検討するため、外務省は実態把握のためのアンケートを実施し、当事者の生の声や意見を集めた。条約を締結すべきだとの立場からは、外国に連れ去られた子どもと日本で再び暮らすこと

ができるといった意見や、日本が条約を締結していないことから、外国で現地の法令に従い子どもを保護している日本人が、日本への一時帰国が制約されるなど不利益を被っているとの指摘もあった。一方、海外家庭内暴力（DV）被害に直面する日本人が抱える複雑な問題や、外国で法的解決を図る場合の困難さを指摘し、条約締結に慎重な意見もあった。

確かに個々の事案によつては、子どもを元の居住国に戻すことが適当ではない場合もある。こうした例外的な事案について、条約は子どもの居住国への返還を命じなくともよいと明記している。条約に基づき締約国によって処理された手続きは2003年に限つても1241件に上り、例外的な事案への対処の仕方を含め、経験や知見を積み重ねてきている。それらを見れば、各國の裁判官は、子どもの福祉の観点を踏まえ、個々の事案について、子どもを連れ帰った親が直面し得るDV被害や生活の窮屈といった事情を考慮しつつ、返還拒否の判断を行つてゐることがわかる。

アンケート結果は近日中に公表予定である。管轄権は様々な方面からの意見を踏まえながら、引き続き真剣に検討を進める。私がこの検討にベストを尽くしたいと考えるのは、困難な状況に置かれる子どもの福祉を保護するため、必要な制度が早急に確保されるべきだと思うからだ。